

木城町と南九州大学との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、木城町（以下「甲」という。）と南九州大学（以下「乙」という。）が包括的な連携のもと、相互の資源及び機能を活かし、地方創生に係る様々な分野で連携・協力し、甲の地域振興及び住民福祉の向上と乙の教育・研究活動の発展に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、次の連携事項を実施する。

- (1) 地域の活性化に関すること
- (2) 教育及び学術研究の発展に関すること
- (3) その他、甲と乙の双方が必要と認めた連携事業

(有効期間)

第3条 この協定は平成28年5月9日をもって発効し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙から、何らかの申し入れがない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(経費)

第4条 連携事業を実施するにあたって発生する経費の負担については、甲と乙が協議の上、決定する。

(情報の保護)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(協議)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別途定める。

2 この協定書に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙双方が署名押印のうえ、それぞれ1通保有するものとする。

平成28年 5月 9日

甲 木城町長

半渡英俊



乙 南九州大学長

寺原典彦

